令和８年度第１回

新宿区子ども・子育て会議

令和８年７月２３日（木）

新宿区子ども家庭部子ども家庭課

令和8年度　第1回新宿区子ども・子育て会議　会議要点記録

日時	令和8年7月23日（木）午前9時30分から午前11時30分まで
開催場所	新宿区役所本庁舎6階　第二委員会室
出席者 （名簿順）	髙橋貴志委員、小原敏郎委員、藤野いづみ委員、内田優委員、宇山容子委員、藤井甚委員、千葉伸也委員、湯川徹委員、保坂義彦委員、岡本由佳委員
欠席者	宮﨑豊委員、上村清香委員
開催形態	公開（傍聴者1名）
次第	１　開会 ２　議題 （１）保育提供体制の確保のための実施計画について ３　報告 （１）学童クラブ及び「ひろばプラス」の登録状況について ４　その他 ５　閉会

１　開会

２　議題

（１）保育提供体制の確保のための実施計画について

事務局　資料１　に基づき説明

委員A　（３）「利用者支援事業（基本型）」の対象となる事業で、「夜間加算、休日加算、機能強化のための取組のみ」と書いてありますが、新宿区としてお願いするときに、子ども総合センターからゆったりーのまで、範囲が広いため、具体的にどういうことがこの利用者支援事業の対象となるのか、教えていただきたいです。

事務局　国の資料によりますと、利用者支援事業の基本型と呼ばれるものは、地域子育て支援拠点の身近な場所で、子育て家庭から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、情報提供、子育て支援や保育園の利用に当たっての助言支援を行うものです。ここは、実際には専任の職員を１名置くというのが基本になりまして、その分の補助を出すことになります。ですから、必要な支援の情報を提供することを行う専任の職員を置いた場合に、その専任の補助員の分の補助を国からいただける内容になっています。

委員B　資料１の１枚目の８年度以降の保育需要と提供体制なんですけれども、申込者数のところで、区は第６希望まで出せたかと思うんですけれども、第何希望くらいまでの希望のところに、皆さん、入所できているのか、データがあれば教えてください。

事務局　第何希望までで対応できたかというのは、データがないので、分かりません。なお、申込者数の数え方について、０歳児が１歳児に上がれば、以前に申し込んでおり、そのとき申し込んでいるわけではない場合でも、申込者数としてカウントしており、在籍者数も含まれております。また、実際に希望園に入れた方と、特定の保育園だけを希望していて入れなかった方なども、待機児に含めないという国の規定になっているので、その数え方でカウントした人数となっています。

委員C　保育士宿舎借り上げ支援事業というのは、実際にどのぐらい支援しているんですか。

事務局　令和７年度の実績ですと、施設の対象が私立の保育園、こども園、認証保育所、事業所内保育所になりまして、利用いただいている施設数は68施設、対象は、705名分を申請いただいて補助しているという実績になっています。

委員D　宿舎借り上げの支援事業について、保育士の確保が保育園自体はすごく難しくて、募集のときに必須要件のようになっています。資料１を見ると、「不可欠であることから」と記入があるので、急に終わることはないと思ってほっとしているところです。

保育士の人材確保に向けて、人材紹介やＳＮＳの利用、保育士フェアなど、かなりお金を出しているのが現状です。その反面、申込者数と利用定員数を見ると、かなり利用定員数が多い印象を受けています。保育園としては、この数字を見ると、実際に定員が空いている保育園もあるので、なかなか先の見通しが怖いと思いました。

事務局　定員と児童数の乖離について、区も課題だと思っています。乖離をするとどうなるかといいますと、公定価格という国基準の補助が、定員ベースで単価が決まりますので、単価は定員ベース、お金を払うのは児童数ベースという乖離が出てきてしまい、定員変更をさせていただいて、定員と児童数の乖離ができる限り少なくなる、適正な補助単価に見合うように取り組ませていただいています。

また、宿舎借り上げについては、国や都の補助金を活用していますが、区もこれを継続的に支援できるように国や都に継続的に行っていただくよう要望しています。

最後に、国基準以外でも、区の基準で職員の配置をしたら、その分補助をする仕組みを継続的に設けています。こちらは、いわゆる人事院勧告によって国の公務員の給料が上がりますと公定価格というのが上がるんですけれども、それを踏まえて区の補助単価もそれに見合うように引き上げさせていただいておりますので、そういった財政的支援を引き続き行っていきたいと考えております。

委員E　東京都の施策で、第一子から保育料が無償化されたと理解していまして、それによっ

て保育園の利用ニーズが増えたというニュースを見かけましたが、新宿区のほうでは、そうした施策の流れを受けた申込者数、保育ニーズの今後の推移とそれに対する定員の見立てをどのように想定しているのか教えてください。

事務局　この数字とは別に、第１希望の利用申込者数だけは、新宿区でも測っています。そうしたところ、第一子無償化前までは０歳児から５歳児まで全て減少傾向にありました。ただ、第一子無償化が始まった最初の年度である今年度は、０歳児だけ昨年より増加している状況です。１歳児から４歳児までは減少、５歳児は変更なしという状況でした。０歳児ですから、第一子無償化の影響で増えたのだろうと予測は立てております。

ただ、今年度変わったばかりですので、今後については注視して確認を取りながら検討していきたいと思っていますが、令和９年度以降の計画数、見込み数は、今年度のその条件も反映した状態でつくったものです。

委員F　保育士宿舎借り上げ支援について、学童でも、こちらの事業の実施が決定していると思います。私立幼稚園にはこのような支援が一切されていないことは再三にわたってお伝えをし、この場でもお願いもしてきたわけですが、人材確保についても、保育所と同じ状況があるにもかかわらず、検討のテーブルに乗っかっていないのはどういうことなのかお伺いしたいです。

事務局　こちらの事業は、国に区への財政支援を求めるものであり、あくまで保育園が対象となっていますので、学童クラブに関しましてはこちらの対象ではありません。

委員F　68所で705名の申請があったということは単純計算すると７億弱の予算がここに割かれているわけですよね。これは国の制度とおっしゃいますけれども、新宿の子どもは別に国の子どもでもないですし、保育園の子どもと幼稚園の子どもが区別されるというのはいかがなものかということは、これまで再三にわたってお話をしてきています。

保育が労働力確保のために必要だという観点なのか、福祉の観点なのか、曖昧になってきている気もしますが、どちらにしても、保育は支援するけれど教育はどうでもいいと言っているようにしか見えないです。財源の問題はあると思いますが、不均衡だという意識を持っていないとすると、かなり痛いと思います。子どもに大きな影響が出るのは明らかなのに、不均衡をそのままにして、何も検討しないとすれば、すごく大きな問題です。

財源をどうするかは二の次として、問題認識を行政の担当部署レベルで検討してもらわないと、どうにもならないと思います。吉住区長ですら、お考えの中には何とかしないとというお気持ちはあるやに聞いていますが、何かその辺の問題意識を持っているのですか。

事務局　こちらの施策の財源に関して、かなり大きな金額になるものですから、国の支援を使った上で対策していくことがまず第一歩と考えています。実際に、幼稚園はこちらの対象となっておらず、そこの部分を区単独で出すというのはなかなか財政的にも実際に難しいところもありますので、まずはこちらの事業を活用した上で進めていきたいと考えています。

事務局　この間、ご意見を承っているところで、なかなか実現に至らず、心苦しい状況です。新宿区の子どもについて、通っている施設が幼稚園だから、保育園だから、こども園だからといった認識はありません。ただ、財源の確保は大きな課題でして、教育委員会としましても、国や都に対して補助対象の拡大については強く申入れをしている状況ですので、この取組が実現につながるようにしっかりと要望などしていきたいです。

委員F　私立幼稚園連合会としても、東京都への要望を上げていきますが、この問題を解消すべく子ども家庭部や教育委員会の皆さんには、お力を貸していただきたいです。

委員B　保育士宿舎借り上げ支援事業について、先ほど私立68施設おっしゃっていましたが、区の認可保育園や認定こども園の保育士の先生方は公務員になると思いますが、その先生方も、何か支援があるのか教えてください。

事務局　公務員は今回の補助対象には入りませんし、支援もありません。強いて言えば、災害時の対応をする条件で、防災住宅に申し込むことはできますが、保育士のための専用の宿舎みたいなものはありません。

委員B　区の官舎みたいなものがないのか、それとも、保育士専用の社宅みたいなものがないのかどちらでしょうか。

事務局　官舎というよりも防災住宅というものを、区としては整備はしていますが、あくまでも災害時にすぐに出動したり、何かあったときに対応することを条件に、保育士に限らず、申込みをして採択された職員が居住することができるものになります。保育士だけの宿舎みたいなものは新宿区として用意していません。

委員D　職員確保が本当に難しい中、保育士になりたい方たちが、保育園を選ぶにしても、宿舎借り上げがあるかとか、福利厚生を重視している方が多いです。同じ新宿区の子どもたちを見ている中では、幼稚園の先生方も一緒に子育てしていこうというところで、ぜひ、同じような待遇で子どもたちをしっかり見ていけるように、願うばかりです。

委員G　宿舎借り上げの面でいえば、保育士が少し優遇されている部分もありますが、逆に、幼稚園と保育園の乖離がすごく出ているところがありまして、保育園だったら厚労省で、幼稚園だったら文科省というところで、こども家庭庁ができて、それが統一されるはずだった

のですが、また新しい第三者ができて、現場としては振り回されている状況です。

新しくこども誰でも通園制度が始まったと思いますが、まだ検討の余地があるというところが、現場の感想です。上で進んでいるところが、現場にうまく伝わらず、保育士だろうが、幼稚園教諭だろうが、学校の先生だろうが、みんな同じなんだけれども、管轄で立場が変わってしまうと感じています。

会長　まずは、明らかになったのは、問題意識は少なくともこの委員の中でほぼ共有されていて、区役所でも認識していて、ただ、ハードルがあって、なかなか先に進めない現状だということです。ほかの自治体でも、幼稚園と保育所・こども園と差があり過ぎるというのは課題だと思うので、それをこの会議でも、ほぼ委員の総意に近いと思うので、きちっと議事録に残しておければなと思います。

委員H　認可外の園でも、保育士さんの住居や手当は出るのですか。

事務局　対象となっている私立保育園等は認可保育園や認可のこども園、そのほかに区が認可している小規模保育事業者等といったところになりますので、認可外の事業者は対象外となります。

委員H　認可されていれば、私立も大丈夫なのですか。

事務局　はい。私立の認可保育所は対象です。逆に、区立のほうは、この事業の対象になりません。区には官舎のような宿舎はありませんし、あるのは、防災のための宿舎で、それを活用して、保育士さんも災害のときに対応することができる方ならば入れるという形になります。

公務員の保育士の状況ですけれども、かなり不足しています。というのは、区立の保育士になるためには公務員の試験を受けていただかなければならなくて、受かった方が23区だと統一的に分配される形なんですけれども、公務員だけじゃなく、保育士のほうも、そもそも受けてくれる方が減っている状況です。公務員のほうは先ほどの宿舎ありませんので、なかなか厳しい状況になっています。新宿区としても、かなり保育士さんの人数確保は、苦しい状況です。

委員I　確かに区立は宿舎借り上げがなく、いわゆる普通の住宅手当でやっています。他自治体などは、区立の保育士の宣伝をさせてほしいと学校回りをしているぐらいで、区立が何かお高くとまっている時代ではないと実感しています。

委員H　保育士には、独身寮がありますが、結婚されて寮を出ると、旦那さんが別の会社だったらその社宅に入ればいいわけであって、区はそういうつもりですか。

事務局　区は独身寮のような社宅がないので、それぞれ、御実家なり自分でどこか探した家から通っていただくなど、様々な対応をしていただいている状況です。

住宅手当はもちろんありますが、この宿舎借り上げのような金額はありませんし、公務員ですからある程度の手当てと決まっています。そのため、新宿区としても、いろいろなところに人事課が行ってお願いしている状況です。

３　報告

（１）学童クラブ及び「ひろばプラス」の登録状況について

事務局資料２　に基づき説明

委員C　今年度、「ひろばプラス」の登録者数が若干減っていますがどこでしょうか。

事務局　「ひろばプラス」に関しては、年度内での増減はかなり多いと感じています。年度初めは小学校１・２・３年生だと主に学童クラブに通われる方も多いですが、３年生になってくると、お友達と一緒に自由に校庭で遊びたいというニーズも増えてきまして、「ひろばプラス」に移行される方が、年度後半につれて多くなっている状況です。年度によって本当にばらつきがありまして、傾向や分析はなかなか難しく、こちらでも把握できていません。

委員B　本来、小学校や保育園といった施設で質の違いがあってはいけないと思いますが、人気の園や小学校があって、多分、新宿区さんは何年か前からもう学区の中の小学校しか行けなくなっていると思います。学童クラブ、「ひろばプラス」等々の質の均一化に向けた規定があるのか教えてください。

事務局　学童クラブの職員について、配置基準は決まっています。放課後児童支援員という資格を持っていたり、研修を受けた経験がある職員を配置する、それから、40名を一つの支援の単位としたときに、１支援当たりに2名以上の職員を配置しなければならないと決められています。研修等に関しては、区内の学童クラブの職員に対して、学童クラブで気をつけていただきたいところ、子どもへの対応、また、特に配慮が必要なお子さんへの対応やアレルギー対応等といったところは研修をさせていただいています。

また、学童クラブの事業に関しては委託で行っておりますが、プロポーザルで選定を行っていまして、その際に、事業所や法人が職員の育成に関してどのような研修を行うか、計画的に行っているかなど詳しく伺って、選定の材料としていますし、基本的な研修については、全て実施していただくようお願いをしています。

委員B　学童クラブ等で、利用児童への犯罪というのが問題にはなっているかと思いますが、

区独自で職員の選定基準や配慮していることがあれば教えてください。

事務局　学童クラブ等での職員によるお子さんへの適切でない行動や犯罪行為というのは新聞等でも出ておりますし、お声が上がってくれば、区ではすぐ対応することになっています。区独自でというより、全国的な対応が図られていまして、児童福祉法の改正の中では、施設職員による虐待に関しては通告義務も課せられましたし、そういった場合、学童クラブであれば、子ども総合センターの子育て支援課児童館運営係に情報をお寄せくださいといった相談の窓口の公表等も行っているところです。また、令和8年12月25日にこども性暴力防止法が施行されます。児童館、保育園等は義務ですが、学童クラブについても同様の対応を取る方向で、事業所と相談しながら進めているところです。

取り組みについては、盗撮等が問題になったことがありますので、学童クラブ、児童館等では、職員にスマートフォン等職場への持込みについては禁止してくださいと伝えて、昨年度事業所に周知をしたところですし、区の職員もそのように指導しています。

委員I　保育所や学童クラブの質の担保は非常に重要だと思います。例えば、諸外国だと第三者評価が義務づけられていますが、日本の場合、保育所も、一応東京都は３年に一度になっているかと思いますけれども、実際に努力義務というところで難しい部分があります。学童保育だと、第三者評価の仕組みは、何かありますか。

事務局　学童クラブに関しては、おっしゃるとおり努力義務となっておりまして、区で学童クラブの事業所さんの第三者評価というのは求めていません。一方で、学童クラブ、児童館は指定管理者制度を導入していますが、児童館内で実施しているところ、また、児童館近隣の学童クラブは同一の事業者に委託をしているところもありまして、そういったところでの事業評価の中では、職員さんの質の問題ですとか、自己評価、それから、事業評価というところでさせていただいているところです。

また、学童クラブ等に関して、質の評価とは異なるかもしれませんが、事業者アンケート等も実施していまして、その中で満足度調査等も行っているところです。

委員I　国の問題だと思いますが、質の担保が非常に重要だと考えられるんで、第三者評価が進みすぎると、多分、保育が画一化するという弊害もあるのかもしれませんが、なさすぎるのが現状と考えています。例えば、新宿区で独自の第三者評価の基準づくりなど、よりよい支援ということで子どものために求められるような仕組みが、もう少し質の担保というところで進めばいいなと思っています。

委員E　近年本当に酷暑で、子どもたちが外で遊ぶのも難しい日が多いと思っていて、自治体

によっては、公的な施設を、夏休みお子さんたちが遊べるように開放して、何か酷暑の環境下でもある程度体を動かして遊べる取組をしているところもあると見たことがあります。新宿区として、近年の環境対応について、考えられていること、実施されていることがあったら、お伺いしたいです。

委員C　私の勤務している施設は学校と隣接していますが、この時期は、校庭にはほとんど出られないので、体育館を借りて対応をしています。児童館によっては同様の対応とか、学童と児童館が一緒になっているところは、多分、児童館にホールみたいのがあると思うんで、そういうところを使わせているところもあると思います。

委員E　各施設でも、その施設の持っているリソースを使った対応というが中心ということですか。

委員C　できないところもあると思いますが、あるところはなるべくやっていると思います。

委員E　区として何か方針が出されているのか、施設で独自に取り組んでいるのでしょうか。

事務局　学校自体は教育施設という形ですので、現状では地域の方に開放することを無条件では実施していません。実際には、学校内学童などがあるような場合は、学校の行事等と重ならないように、予定を確認しながら、体育館などを柔軟に使っていただくように各学校長は、子どもたちに配慮した形で実施していただいていると認識しています。

　また、地域開放では、団体登録をしていただく形での開放で学校施設自体は使っていただいている状況もあります。

委員G　今は、架け橋プログラム等で、小学校と保育園がつながったりすることがあるので、年長さんが学校に遊びに行かせてもらったりとか、逆に小学校の先生が保育園に来て、園の様子を見て、１年生との乖離でこんな状況なんだなとかを日常的に見ることは増えてきました。逆に、外に出るだけでもきついので、近くになければ、なかなかそこまで行くのも大変なのが正直なところです。

事務局　学童クラブのほかに、学校内で実施している放課後子どもひろばに関しても、学校内の教室をお借りしているところですが、学童と同様に体育館等も利用させていただきながら、体を動かした遊びをさせていただいています。

委員H　子どもたちが放課後に遊ぶところは、学童クラブ、「ひろばプラス」、その他に、英語を学べる民間のデイサービスセンターがあると思います。この３か所だけで他にはありませんか。

事務局　学童保育とか学童クラブという名称を用いているところは何か所かお見受けします

が、厳密に言うと、学童クラブというよりは英語主体や運動主体であったりお預かりと塾的な要素を加えた形で実施をされていると思います。

ただ、塾代がかかると認識していますので、子どもたちの自由な遊び場と言えるのかなというところはありますが、ご利用されている方はいらっしゃるかと思います。

委員H　学校の中にある学童クラブで、喧嘩や事故があった場合、学校のほうにクレームが来ることを校長先生が嫌がった区がありましたが、新宿区は大丈夫ですか。

事務局　学童クラブ、また、学校内にある放課後子どもひろば等でお子さんのトラブルがあった場合に、お子さんはそこの小学校のお子さんでありますので、お話が一時的に学校さんのほうに行ってしまうこともありますが、その辺は、学童クラブの受託事業所、それから、区の所管と情報共有させていただきながら対応しています。

委員H　地域協働学校というのがありまして、地域の人間が協働して、お琴や三味線、尺八の教室をやっています。そこでは喧嘩はないですが、他区で喧嘩によって怪我をしてしまい、学校にクレームが来た事例がありましたが、新宿区は大丈夫ですか。

また、１年生から３年生までが学童、それ以上が「ひろばプラス」になるのですか。

事務局　学童クラブと「ひろばプラス」に関してですが、学童クラブに関しては１年生から６年生までが対象となっています。新宿区では定員を設けておりますが、小学校３年生までのお子さんに関しては、定員を超えても受入れを行っています。それから、特に配慮が必要なお子さんに関しては、６年生まで定員を超えて受け入れています。ただ、４・５・６年生に関しては、定員を超えている場合は待機となる場合もあります。放課後子どもひろばのほうは、１年生から６年生まで利用できる事業になっています。

委員H　私の孫がピーナツアレルギーだったのですが、学童クラブだとおやつを選べましたが、「ひろばプラス」は、アレルギー体質の子は遠慮してくださいと断られたことがあります。４年生以上になってから、「ひろばプラス」に行って、お菓子は自分の家から持たせていました。「ひろばプラス」は業者委託されているんですか。

事務局　学童クラブと「ひろばプラス」でのおやつへのアレルギー対応のお話ですが、新宿区では、学童クラブに関してはアレルギー対応をさせていただいております。お子さんの成長、発達を支援し、必要な保育を行うといった観点で、その辺も細かく対応させていただいております。

ただ、「ひろばプラス」は、どちらかというとある程度自立してきたお子さんの自由な遊びを見守る場として設定していますので、おやつへのアレルギー対応は行っておりません。

おっしゃいますように、アレルギーがあっておやつを食べたいという場合、学童クラブのご利用をお願いしています。

委員H　学童クラブは業者の見直しや変更があると思いますが、何年に一度でしょうか。

事務局　事業者選定に関しては、毎年度の契約にはなりますが、実施状況が良好な場合に関しては、運営協議会というのを設けておりまして、その中の評価によって継続を認めるといったところで、５年までとしております。

４　その他

委員A　私が働いている園では、４月１日時点は０歳児クラスが２名で、今７名になっているので、３か月で５人入っています。４月１日に保育園に入るご家庭もいるけれども、ご自身のいいタイミングで入ることのほうがスタンダードな気がしています。先ほど４月１日は学童のほうが多いけれども、だんだん「ひろばプラス」に移行していくと、資料２のお話でもありましたが、参考資料も資料２のほうも、どちらも４月１日付の資料になっていまして、もしよければ、10月入園枠や、年度後半の入所率が知れるといいと思います。

事務局　学童クラブについて、先ほど移動があるというお話もさせていただきましたが、学童クラブ、「ひろばプラス」に関しては、保育園と違って学校の年度で皆さん動いていらっしゃるので、４月の状態が、大体夏休みぐらいまでは変わりません。次年度の申込みをどうしようかなといって早めに移行される方とか出てくるところはあります。

　また、夏休みの状況ですと、長期でお休みして地元に帰ったり、保護者がおうちにいるといった状況で１か月休止される仕組みもありますので、結構動いていまして、なかなか統計をその都度出していくというのは難しいと感じています。

事務局　保育園のほうですけれども、４月１日現在の待機児童数を国のほうに上げますので、４月１日を基準としています。先ほど０歳児のお話がありましたが、育休は浸透しているので、待機児童が多かったときは４月からすぐに入らなければという話でしたけれども、それ以降はご自身のタイミングでということになってきています。昨年度の第一子無償化の影響か、今年度は少し０歳児の入所も早まっている状況です。こういった資料を何かお出しできるかというのご意見に関しましてはどういう形で見せられるか、改めて検討してお見せしたいと思います。実際に入園の募集の枠を毎月報告しておりまして、空きの枠数は公表しているので、そういったものも含めて、どういったものがこの場で提供できるか、検討させていただきます。

委員I　参考資料の入所率について、30%、40%の園が数件見られます。４月１日だからかなと思いますが、これがずっと30%、40%ということだと、定員数を変更することもあるのでしょうか。入所率があまりにも低い状態が何年か続くと定員の変更を促すとか、そういう仕組みづくりが必要な時代になるのかなと思いましたが、何かお考えはありますか。

事務局　定員変更に関しましては、これまで、私立の定員変更に関しては、区は待ちの姿勢で、相談があればという形を取っていました。ただ、昨年度からは、こちらから一定のルールを決めまして、定員変更を受け付けるようにしております。それが資料１の裏面にあります、一番上の８年度４月１日定員の内訳というところの合計の欄の下の既存保育所の定員変更で182名が定員変更になっています。これは、実は区立も思い切って去年から対応するようにしました。今年度も、一定のルールの範囲内で対応するものであれば定員変更の希望を出してもらうことを昨年度から始めています。ですので、ここの182名は私立区立含めた合計の数というふうに対応を進めているところです。

委員G　人材確保というところで、保育士、教員になりたくない理由は、保護者対応が大きいかなというところがあります。今、話題にはなっていますが、誤解を恐れず言えば、カスハラ対応がありまして、もちろん保護者対応というのはすごく大事なんですけれども、度を超える保護者対応の際に、保育園というのは立場が弱いところがあり、子どもを預かっているので、一概に突っぱねたりとか、やめてくださいとは言えない状況で、どうしても我慢をしなければいけません。

もちろん、しっかり対応はしなければいけませんが、その線引というところで、保育園だけではないとは思うんですけれども、新宿区として、ここまでやったら対応ができるとか、退園をお願いできるとか、何か対策ができればなというところです。

実際に、今、私立園長会で、こんなルールでというのを提案しようとは思っているのですが、それが保育園だけではなくて、全体でできれば、保育士や幼稚園の先生、教員の確保につながると思います。新宿区だったら守ってくれるという安心感があれば、新宿区に集まったりするのかなというところもありまして、検討しているところです。

事務局　それに関しては、私立も含め、研修等も行っていただいて、対応はしていますが、最終的には度を超えた場合には弁護士なり、もちろん、身に危険が及ぶようだったら警察等に連絡していただくしかないのかなと思っています。

保護者とトラブルがあったとしても、お子さんが何かしているわけではないので、それをもって退園というところまでは考えていませんが、職員の精神的なところも含めて、ケアす

るためには、まず、必要に応じて弁護士や警察で対応し、それから、園の中での対応をそれぞれ検討していただくしかないと思っています。

委員G　受託を受けているので、園対応となってしまうところが弱いところかなと思います。その辺が難しいとは思うんですけれども、例えば、保育園の入園案内のところに、保護者宛てに、重要事項説明書とかを書いているので、ルールを守れなかった場合については退園のおそれがありますとかいうリスクを書いてもらえたら少し違うのかなとは思いました。今は園や弁護士で対応することになっているので、それだと泣き寝入りになってしまい、先に保育士が参ってしまうので、事前に守れるところがあればいいなと考えています。

委員H　外国人のお子さんを預かっていて困ったことはありますか。

事務局　新宿区にはいろいろな国籍の方がいらっしゃいます。保育園の対応は、私立も含めて、それぞれ工夫して、例えば、翻訳の機能を使ったり、入園の際には通訳の方に来ていただいたりして対応しています。

　確かに、文化の違いから、多少慣れるまでの間にもめることもありますが、基本的には、それぞれ信頼関係をつくっていただいて対応していただいているため、大きな問題になるほどの報告は上がってきていないと認識しております。

委員H　今、東南アジアのほうの子どもさんが増えています。国民性も違うし、頭を撫でることも、やったらいけないとかあるんで、困っていると思います。

事務局　おっしゃるとおりで、例えば、宗教的なところや食事などいろいろな違いがあるのは認識しております。そのため、保育士さんは、保護者とはできるだけいろいろ機械等ツールを使った上で信頼関係を築いて、向こうの文化も触れながら日本の文化もきちんとお伝えし、対応していただいているところがあります。また、お子さんのほうが先に馴染んでくるので、それに伴って対応していくとか、保護者同士の対応も、多分、園を通じて、いろいろなことが分かってきて、対応していただいているところがありますので、保育園、地域ぐるみで対応していると認識しています。

委員I　最近、保育現場におけるハラスメント対応の研修が多い背景は、労働施策の総合推進法というのが改正されて、令和８年10月から保育現場でも事業主がハラスメント対応を雇用管理上必要な措置をしなきゃいけないということが法令で決まっているからだと思います。

　なので、そういう保育現場におけるハラスメントの研修とか、こども家庭庁も指針みたいなことを、今、作成しているので、ぜひ新宿区としても、ハラスメント対応の指針や事例とかを区独自で考えて、保育現場が困らないようにしてもらいたいなと思います。

養成校は、どうしてもまず保育者の自己決定が大切なんだと教えますが、それではなかなか難しいというのも実際だと思いますので、そういうところの対応をより考えないといけない時代だと思いました。

委員B　今、保育園、こども園等々では、園児への薬の処置というのが基本禁止だとは思いますが、ただ、医療的ケア児さんを医療するための看護師がついていたりすると思います。例えば、アレルギーのお子さんのエピペンとか、熱性けいれんを起こしているお子さんの座薬の処置だったりとか、そういった医療的ケア児とはいかないまでも、最初の投薬で危機を逃れる方に対して、投薬の配慮とかを検討いただければと思います。

事務局　区立の保育園の中では、看護師が集まった部会がありまして、その中で検討をしています。おっしゃるとおり、原則投薬はなしとなっていますけれども、保護者と相談の上、お薬を預かることもまれにありますし、エピペンのようなものに関しては、研修を受けて対応しています。そのため、何でも対応するわけではないにしろ、状況に応じて対応する場合もありまして、その辺の範囲を部会等で、検討しています。

委員B　病院のほうでも、多分、園では薬が基本禁止ということが分かっていて、朝と夕方とかの処置で、配合もしてくださるんですけれども、本当に危機的なお子さんたちには投薬が必要なので、そういった配慮をしていただけると大変助かります。

委員D　私の勤務する園では、エピペンのお子さんを預かるので、看護師と担任と園長と面談をしたり、お互いに練習用キットで練習したりしています。また、暴れる子どもを想定して、足と手を持って、３人がかりでやろうとか、職員が１人の場合はどうするべきか想定して研修をしています。また、基礎疾患を持っていて、どうしても昼に薬を飲まなきゃいけないお子さんもいたので、面談をしっかりして、災害時に飲ませられなかったら生死に関わるので、その分もお預かりしたり、園内で面談をしています。また、ＡＥＤについても、会社から来てもらって、研修を行っている状況です。

委員F　保育園・こども園と幼稚園の不均衡について、区長がやります、できますと言っているわけではないので、誤解のないようにしたいのですが、ただ、問題意識をお持ちいただいているということは伝えたいです。首長が問題意識を持っているのに、担当部署の皆さん方が全く持っていないと進むものも進まないので、問題提起しました。

また、保育所の賃借料支援事業が、かなり新宿区は手厚いということで、いろいろな地方の保育園や幼稚園も、「新宿区は大分優遇されている。」と言っていました。今やこれだけ入所率が下がっている中で、年度後半に至っても、いっぱいにならないと思いますので、定

員変更とか、お考えいただいているのではないかと思います。今年度保育所を新たにつくる予定はないので安堵していますが、今後、再開発等とかでいろいろなマンションに保育園をつくる流れがまだあるとしたら、いかがなものなのかなと思います。というのも、保育園事業者が困窮している状況に加えて、そういったことが起きないように、もう少しお考えいただかないといけないと思います。

それから、誰でも通園制度について、預かり時間が10時間だと思いますが、保育園の事業者ではほとんどやられていないという現状があり、ほぼ私立幼稚園がやっている状況だと思います。制度に問題があるということは、以前も伝えましたが、こども家庭庁のシステムがものすごい煩雑で、幼稚園事業者は怒っています。私立幼稚園に新たな認可取得が求められる制度設計になっていて、新宿区の制度でないかもしれませんが、何のためなのか疑問です。私立幼稚園で、70年、100年とやっている認可幼稚園が、10時間のために、新たに認可取得を求められ、既に提出している書類も提出を求められ、意味のない認可を取得させられる必要性があるのでしょうか。

大田区ではこども誰でも通園制度を実施しない代わりに、東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業を拡大する形で実施をしていますが、その方がいいと思います。国の予算との絡みもあるのかもしれませんが、たった10時間の話で、保育園事業者さんはやっておらず、しかも要綱がまだ完全に整っていないということで、新宿区の皆さん方も困っていらっしゃる側面あると思うんですけれども、見直しについてはお願いをしたいです。

事務局　順番が前後するかもしれませんけれども、まず、賃借料補助の関係のところからお伝えさせていただきます。こちらのほうは国の制度だということは、冒頭お知らせしたとおりです。その中で、賃借料が高い都市部において、賃借料加算の３倍を超える保育所の場合には、改良をするために年額一定程度の補助するという国の制度でして、その範囲内で対応しているという現状です。

事務局　補助金の部分で、賃借料支援事業が新宿区は手厚いというお話をいただきましたけれども、国や都の補助制度が確立する前から、待機児童をなくそうというところで、区独自で取り組ませていただいたところです。国の制度を活用するという話がありましたが、こちらだけですと年額2,200万円が補助上限単価で、国からいわゆる公定価格で全国一律の基準で支払われる金額から除いた部分を区でお支払いしています。東京都都市部の中でより賃料が高い中で、そこに上乗せした東京都の補助金を活用していまして、こちらについては、区のほうでは開設１年目から５年目についてはより手厚い単価としており、６年目以降について

は東京都の基準であります3,000万円の補助上限単価を活用して補助をしているといった仕組みです。今後、再開発等々で保育園ができた場合にも、現在の制度が続けば使える見込みです。

事務局　新宿区としては、定員変更も含めて、定員の適正化に取り組んでいます。そのため、先ほどお話のあった再開発に伴いましては、そのときの世帯数等見込んで、全てのものに対応するのではなく、それぞれの再開発の内容の確認をした上で、必要と思われるところには要請していこうと思っています。

ですから、その地域の状況などを踏まえて、必要なところには、再開発に併せてつくるということを考えたり、もしくは、例えば、私立であったとすれば、そのときに定員の見直しを図ることや、それ以外でも、昨年度から続けている定員の適正化は進めていき、再開発において必要な部分にはつくっていくといった方針で進めていきたいと考えています。

事務局　こども誰でも通園制度について、保育園でほとんどやっていないとのご発言がありましたけれども、令和８年度、全18園でスタートを切らせていただいておりまして、そのうち私立幼稚園さんには７園で実施していただき、残りの11園につきましては保育園・こども園のほうで実施させていただいている状況です。

認可手続の煩雑さについては、昨年度から多々ご意見をいただいておりまして、区としても手続全体をばっさりと削除するということはなかなか難しい状況でしたけれども、学校運営課長とも調整をさせていただきながら、なるべく簡略化に努めさせていただいたところです。法定の給付事業ということで、全く新しいものになりますので、認可の手続が必要であるところにつきましては、何とぞご理解いただければと思います。

それから、システムにつきましても全国的にこのシステムの中で、登録や請求を行っています。我々も行政として研修環境の中で、ここはちょっと難しいかなといった点についてユーザー目線で見てまいったところです。そういった点についても、今後、現在の利用者の方、あるいは、利用者認定を受けたものの、結果的に利用に至っていない方、それから、実施園のほうに事業についてのアンケートを取らせていただきたいと考えています。その中で、自由意見のところでご意見をいただければ、国のシステムですので、区が直接改修することはできませんが、国のほうに要望として上げていきたいと思っています。

恐らく、このシステムに対しての意見が、新宿区に限らず、全国的にあるというところで、制度設計をした昨年度、こども家庭庁が開催するオンラインの行政向けの研修や説明会などがありましたけれども、システムに関する質問はすごく多くて、こども家庭庁の担当が

パンクするぐらい多分行っていると思います。時間はかかると思いますが一つ一つ潰していっていただくしかないと思っていまして、アンケートを通じてお声をいただければ、国に上げていきたいと考えています。

補助要綱については、新宿区は、国の給付事業に上乗せして、東京都の補助事業を活用し、月160時間という形で実施していますが、東京都からも上乗せの補助事業に係る補助要綱がまだ示されていません。まだ確定ではないですが、これは７月下旬には示されると、聞いております。今後ともアンテナを張りまして、つまびらかになったところで、すみやかに整えて対応させていただきたいです。

もろもろ、新しい事業で、実施園には、混乱や負担があるとは思いますが、今年度から実施していただいていることにつきまして、感謝を申し上げさせていただくとともに、今後とも何とぞよろしくお願い申し上げたいと考えています。

委員F　この誰でも通園制度は、幼稚園でもできますが、恐らく保育所さんのほうが向いているという実感を持っています。東京都が要綱を出してこないのは、都内の各区市の対応が異なっているからだと思います。だから、今後は新宿区は新宿区のやり方として考える余地があると感じています。

別にやらなくてもいいわけですが、利用者ニーズに応えるためにやっています。誰でも通園制度を幼稚園では10時間分ぐらいのことであればできることかなと思っています。いずれにせよ、いろいろな問題が散見されるのでいま一度ご検討をお願いします。

５　閉会